

教児安第320号

令和5年7月3日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長

(公印省略)

通学路における交通安全の確保の徹底について (周知)

このことについて、令和5年6月28日付け5文科教第604号により、文部科学省総合教育政策局長から、別添写しのとおり通知がありました。

標記の件については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、令和3年6月28日に八街市で発生した痛ましい交通事故からの教訓を踏まえ、同省から重要な観点が示されました。

つきましては、特に下記の点に留意の上、通学路の交通安全の確保への取組にお役立ていただくようお願いいたします。

記

- 1 小学校の通学路の緊急一斉点検における対策未了箇所への措置について
当該未了箇所について、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策を含めた対策の検討を行うこと。
- 2 各地域における関係機関との連携による継続的な通学路の安全確保について
各市町村単位での通学路の交通安全の確保に向けた推進体制の構築をはじめ、各地域における関係機関の連携による継続的な取組を推進すること。
- 3 地域の実情に合わせた児童生徒の通学手段の検討
通学路の設定だけでなく通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的に検討すること。

担 当

千葉県教育庁教育振興部 児童生徒安全課

安全班 指導主事 井桁 剛志

電 話 043 (223) 4091

令和3年6月28日の千葉県八街市の痛ましい交通事故から2年が経過することを踏まえ、改めて通学路における交通安全の確保の徹底について、関連情報をまとめて通知するものです。



5 文科教第 6 0 4 号
令和 5 年 6 月 2 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
附属学校を置く各国公立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

(公印省略)

通学路における交通安全の確保の徹底について（周知）

令和3年6月28日に千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生してから、本日で2年が経過します。

標記の件についてはこれまでも格段の御尽力を頂いているところですが、この事故を改めて振り返るとともに、事故からの教訓を踏まえ、重要な観点を以下のように示しますので、引き続き通学路の交通安全の確保への取組にお役立てください。

記

1. 通学路の合同点検結果を踏まえた対策必要箇所への措置について

令和3年6月の千葉県八街市の事故を受けて実施された合同点検結果を踏まえ、通学路の安全対策を進めていただいているところです。また、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において、その進捗状況が報告され、内閣総理大臣からは「暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路

合同点検対象の全国 76,404 箇所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、「取り組むこと」との発言があったところです。令和4年12月末時点の実施状況によると、全体で 76,404 箇所の対策必要箇所のうち、61,637 箇所（約 80.7%）について対策が講じられました。なお、教育委員会・学校の対策必要箇所については、40,568 箇所のうち、39,589 箇所（約 97.6%）について対策が講じられました（別添1）。今後実施する予定の対策については、今年度末までにおおむね完了できるように引き続き可能な箇所から速やかに実施していただくようお願いします。

通学路をめぐる環境は、各地域の事情に応じて変化していくことが考えられますので、その安全確保の在り方についても今後、不断に見直していくことが重要です。また、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が重要です。今後、対策未了箇所への安全対策においても最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします（別添2：暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼））。

なお、道路管理者が担当する対策必要箇所のうち、安全対策の完了までに時間を要する箇所について、国土交通省から道路管理者に対して、暫定的な安全対策の内容及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例が共有された旨、参考としてお知らせします（別添3：通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例について（共有））。今後、対策未了箇所については、道路管理者や警察等の関係機関と連携・協力し、暫定的な安全対策を含めた対策の検討を行うようお願いします。

2. 各地域における関係機関等との連携による継続的な通学路の安全確保について

通学路の交通安全の確保については、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日25ス学健第21号）に基づき、各市町村単位での通学路の交通安全の確保に向けた推進体制（以下、「推進体制」という。）の構築をはじめ、各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されるよう、お願いしているところです。

従来から、推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治体代表者や学識経験者等を加えることとしてお示ししているところです。さらに、登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校と教職員がその全てを担うことは困難です。特に、平素からの学校と家庭・地域との連携・協働の推進が不可欠です。このため、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換の日常的な実施や、地域ぐるみによる交通安全の取組の推進をお願いします。

これらについて、文部科学省では毎年度、学校を核とした地域力強化プランにおいて、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（令和5年度予算額3億3,800万円）を実施し、スクールガード・リーダーの育成やその活動の支援、スクールガード養成講習会

の開催に係る経費の補助を、また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（令和5年度予算額約70億6,600万円）を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に係る経費の補助を行っているところです（補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3、（都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3））。今後もこれらの事業を御活用いただき、通学路の安全確保の推進をお願いします。

このほか、通学路における交通安全の確保に向けて地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本の方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

3. 地域の実情に合わせた児童生徒の通学手段の検討

現在、我が国では人口減少が進む中、各地で地域生活圏の在り方が変化しており、児童生徒の通学をめぐる事情も年々変わってきているところです。こうした状況を踏まえ、通学路の設定だけでなく通学手段の在り方も含め、各地域の実情に合わせて通学時における児童生徒の安全について定期的に検討いただくことが重要です。

特に近年、人口減少・過疎化により各地で学校の統廃合が進んでおり、令和3年度現在（速報値）、全国の公立小学校のうち17.0%、中学校のうち16.8%において児童生徒の通学のためにスクールバスが導入されています。この導入率は毎年度少しずつ上昇しており、学校の統廃合に伴う導入に加え、通学路の安全確保の手段の一つとしてスクールバスを導入する事例も見られるところです。

なお、学校の統廃合により遠距離通学となった児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバスの購入等の経費について補助を行っています。また、市町村が運行するスクールバスの維持運営費については、地方財政措置が講じられています。

この他、スクールバスの活用事例を以下のとおり掲載していますので導入検討に当たってはご参照ください。

（参考）「国内におけるスクールバス活用状況等調査報告」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/08/1289314_03.pdf

以上のことについて、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。



(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(内線 2254)

令和5年4月5日
文部科学省
国土交通省
警察庁**通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について**

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和4年12月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和4年12月末時点)※1

		箇所数	うち対策済
対策必要箇所（全体数）※2,3		76,404	61,637
※4	教育委員会・学校による対策箇所	40,568	39,589
	道路管理者による対策箇所	39,219	26,337
	警察による対策箇所	16,996	16,103

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※2 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数（1,673箇所、うち対策済1,100箇所）を含む。

※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長
国 土 交 通 省 道 路 局 環 境 安 全 ・ 防 災 課 長 殿
文 部 科 学 省 総 合 政 策 教 育 局 男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長

こども家庭庁成育局安全対策課長

暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について（依頼）

千葉県八街市の事故を受けて令和3年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、通学路合同点検部分の進捗状況については、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において報告されたところ、同会議において、内閣総理大臣から、

- 「令和5年度末までに概ね完了する」という当初の目標については、達成する見込みが立ちつつある
- 残された箇所については、用地買収等に時間がかかるとの報告も受けたが、このような箇所についても、「こどもまんなか社会」を実現する上で、すべての子どもたちの通学路の安全を確保することが重要
- 残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を含め、目標期間の令和5年度末までに、通学路合同点検対象の全国7万6,404か所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと

との発言があったところです。

今後、対策未了となっている対策必要箇所において、暫定的な安全対策の実施の可否及びその安全対策の内容について精査されることとなりますが、その際、教育委員

会・学校、警察、道路管理者が連携して最善の対応がとれるよう、各省庁ご配慮をお願いいたします。

【本件担当者】

こども家庭庁成育局安全対策課

(内閣府政策統括官(政策調整担当)付)

宮脇、志村

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-6257-1448 (直通)

kenichi.miyawaki.x3z@cao.go.jp

daisuke.shimura.v6w@cao.go.jp

別添 3

事務連絡
令和5年6月28日

北海道開発局建設部

地方事業管理官
道路維持課長補佐

各地方整備局道路部

地域道路課長
交通対策課長

沖縄総合事務局開発建設部

道路建設課長
道路管理課長

殿

道路局 国道・技術課

課長補佐

環境安全・防災課

道路交通安全対策室 企画専門官

通学路における暫定的な安全対策（即効性の高い対策）事例及び 対策必要箇所への進捗状況の公表事例について（共有）

通学路の交通安全対策については、「通学路における交通安全の確保の徹底について」（令和5年4月5日付、事務連絡）等により、更なる交通安全の確保に向けた取組を積極的に推進するようお願いしているところである。

今般、それら取組の参考となるよう、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の事例を別紙1のとおり、対策必要箇所の進捗状況等の公表事例を別紙2のとおり取りまとめたので、情報共有する。

特に令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受けた通学路の安全対策については、残る対策必要箇所における安全対策を加速するとともに、別紙1、別紙2も参考に、暫定的な安全対策（即効性の高い対策）の実施や対策必要箇所の進捗状況等の公表に積極的に取り組まれない。

なお、貴管内の都道府県・政令市に対し、本事務連絡の内容を周知するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を周知するようお願いされたい。

以上